

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

1. 地域支援システムについて

誰もが住み慣れた地域※において、自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会（福祉コミュニティ※）を実現するためには、住民や地域団体、関係機関等と、行政とが連携し、福祉課題を把握し、施策や事業の進め方に反映するための、総合的な福祉システムを構築することが必要です。

港区では、区政運営や区の事務事業について意見を述べ区政を評価していただくため、平成23年度から「区政会議」を設置し、区域内の基礎自治に関する施策や事業などについて、地域事情や特性に応じて、計画段階から多様な区民※との対話や協働※により推進していくとともに、その成果について、評価をいただきながら区政を推進しています。

平成25年には、福祉施策・事業を区長自らの権限と責任で実施していくにあたり、区内の関係機関と区役所とが緊密に連携するための仕組みとして機能するよう、各施策の福祉課題について地域支援調整チーム専門部会で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて、区政会議から区長に対して意見を述べ区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行うよう地域の実情に応じた区独自の新たな「地域支援システム」を構築しました。

この地域支援システムによって、高齢や障がい、生活困窮等による個別の福祉課題の検証から地域で解決すべき福祉課題を見つけ、地域住民と共有し課題解決に向けて具体的にに取り組むことを通じて、地域福祉を推進します。

地域支援調整チームの運営にあたっては、既に港区で構築されているネットワークを活かして、地域の自主的な活動や自由な発想を福祉施策に反映しています。また、虐待等の事案に対しては、行政として責任を果たすことができるように、要保護児童対策地域協議会や障がい者・高齢者虐待防止専門部会を充実するとともに、地域の担い手との連携のもと効果的な対策を講じます。

地域支援システム全体図

※ 下記の関係図を基本的な骨組みとして、地域の実情に応じて柔軟な運用を行う。

